

# WE ARE YOUR DOL



[www.labor.ny.gov](http://www.labor.ny.gov)

Division of Equal Opportunity Development (機会均等開発課)

## 米国障害者法による通知

Title II of the Americans with Disabilities Act (1990年米国障害者法(「ADA」)第二章)の要件に従い、NYS Department of Labor (NY州労働局)はサービス、プログラムまたは活動において障害を理由に、資格のある障害者を差別しません。

**雇用:** NYS Department of Labor (NY州労働局)は、雇用や雇用慣行において障害を理由に差別しませんし、Title I of the ADA (米国障害者法第一章)により、U.S. Equal Employment Opportunity Commission (米国雇用機会均等委員会)によって公布されたすべての規制を遵守しています。

**効果的なコミュニケーション:** NYS Department of Labor (NY州労働局)は、一般的に要求に応じて、資格のある障害者がNYS Department of Labor (NY州労働局)のプログラム、サービス、活動(資格のある手話通訳者、点字文書、その他の方法で発話、聴覚、視覚に障害のある人々が情報やコミュニケーションにアクセスできるようにする方法を含む)に平等に参加できるように、効果的なコミュニケーションにつながる適切な補助器具やサービスを提供します。

**手段と手順の変更:** NYS Department of Labor (NY州労働局)は、障害者がそのプログラム、サービス、活動のすべてを平等に享受できる機会を保証するために、手段やプログラムに合理的な修正を加えます。例えば、一般的にペットは禁止されていますが、介助動物を連れた個人はNYS Department of Labor (NY州労働局)事務局では歓迎されています。

効果的なコミュニケーションのために補助器具・サービスを必要とする人、またはNYS Department of Labor (NY州労働局)のプログラム、サービス、活動に参加するための手段や手順の変更が必要な人は、予定されたイベントの48時間前までに、できるだけ早くNYS Department of Labor (NY州労働局)の機会均等開発課 (518) 457-1984 に連絡してください。

ADA (米国障害者法)は、プログラムまたはサービスの性質を本質的に変更したり、過度の金銭的または管理的な負担を課したりするような対応をNYS Department of Labor (NY州労働局)に要求していません。

NYS Department of Labor (NY州労働局)のプログラム、サービス、または活動に障害者がアクセスできないという苦情は、NYS Department of Labor (NY州労働局)のDivision of Equal Opportunity Development (機会均等開発課)に (518) 457-1984 またはEメール [deod@labor.ny.gov](mailto:deod@labor.ny.gov) で送信する必要があります。

NYS Department of Labor (NY州労働局)は、一般大衆に公開されていますが車椅子を使用している人がアクセスできない場所から商品を回収するといった、補助器具・サービスの提供や合理的な手段の変更の費用を賄うために、特定の障害者または障害者グループに対して追加料金を課すことはありません。

DEOD 832 (06/23)